

【ふるさと雇用再生特別基金事業について】

1 新規雇用失業者

当該委託事業においては、新たに 6 名（予定）以上の失業者を雇用しなければならない。

2 新規雇用失業者に係る人件費割合

当該委託事業においては、契約金額に対する新規雇用失業者の人件費割合が 1 / 2 以上でなければならない。

新規雇用失業者に係る人件費には、当該委託事業に従事する新規雇用失業者の人件費で、当該失業者に支払われる給与、賞与等の臨時的な支払い、通勤手当等の諸手当、社会保険料の事業主負担分等を含む。

3 新規雇用失業者の募集

公共職業安定所を通じた募集を行う際に、求人申込書の 6 欄（備考欄）に「ふるさと基金事業（県）」と記入すること。

4 新規雇用失業者の採用時における確認事項

(1) 「失業状態」であることの確認等

履歴書に基づいて口頭で行うほか、必要に応じて各号に掲げるいずれかの書類（複数可）を提出させて確認すること。また、当該委託事業の検査等において、提出した書類が閲覧される可能性がある旨を該当応募者に伝え、了承を得ること。

① 雇用保険受給資格証の写し

② 離職票の写し

③ 公共職業安定所へ求人申込みを行った際の求職受付票の写し

④ 廃業届（元自営業者の場合）の写し

⑤ その他、失業状態であることを証明する書類の写し

(2) 他の基金事業への従事について

応募に対し、この事業が国のふるさと雇用再生特別交付金に基づく「ふるさと基金事業」である旨を説明し、平成21年4月以降に他のふるさと基金事業に従事していたか否かを確認すること。

また、応募者が過去に当該基金事業に従事していない場合において、当該委託事業で雇用された場合には、実施主体に関わらず他のふるさと基金事業には従事出来ない旨を説明すること。

5 新規雇用者の雇用期間について

新規雇用する労働者の雇用期間は原則 1 年以上とし、更新が出来るものとすること。ただし、事業の性質上、1 年間の雇用契約が適当でないと認められる場合には、6か月以上 1 年未満の雇用契約についても可能とするが、その場合、受託者は予め松田町の了解を得ること。

期間の定めのない雇用契約及び日々雇い入れる形での雇用契約（いわゆる日雇い）とせず、

6 か月以上の範囲において一定の雇用期間を定めて雇用契約を締結すること。

「失業状態」であることの確認方法、確認内容、確認結果について、個々人ごとに「新規雇用者確認票」【別紙1】に記載し、当該委託事業の完了した日が属する神奈川県の会計年度の終了後も5年間保存すること。なお、4(1)において徴収した書類についても「新規雇用者確認票」に添付して保存すること。

(2) 「新規雇用失業者リスト」の作成

当該委託事業終了時に、「新規雇用失業者リスト」【別紙2】を作成し、実績報告書に添付して提出すること。

7 雇用期間終了後のアンケート等の実施

当該委託事業終了後、当該委託事業において雇用した失業者に対するアンケート等を松田町が実施する場合、受託者はこれに協力すること。

今回の発注事業における失業者の雇用等に係る留意点について

今回の発注する委託事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業（以下「ふるさと基金事業」と呼びます。）として実施するもので、雇用面につきまして下記の要領でお取扱いいただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

*ふるさと基金事業は、国が創設したふるさと雇用再生特別交付金を活用して、平成21年度から平成23年度にかけて県や市町村が行う事業で、地域における継続的な雇用機会の創出を目的として実施しているものです。

第1 新規に雇用する失業者について

1 新規雇用の失業者について

ふるさと基金事業は、地域における雇用再生のために、地域の求職者に対する継続的な雇用機会を創出することを目的としているため、新たに「失業状態」にある方を雇用し、委託事業を実施していただく必要があります。

このため、今回の事業を受託された事業者の方には、新たに雇用しようとする者が「失業状態」であるか否かを確認していただいたうえで、新たに「失業者」を雇用していただく必要があります。

*この事業で「失業状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

- ①公共職業安定所に求職申込を行っており、紹介されればすぐに就職できる状態
- ②その他の方法（民間職業紹介機関、求人情報誌の活用等）で求職活動を行っており、紹介されればすぐに就職できる状態

このため、学生（夜間部の学生及び未就職卒業者（委託事業開始時点で失業状態であることが予測される者）を除く）や、求職活動をしていない専業主婦は「失業状態」に該当しません。

なお、受託事業者が人材派遣会社の場合、登録型派遣労働者であって、常用雇用に向けて仕事を探していることを常態とする場合は、「失業状態」にあるものとみなします。

今回の委託事業では、新たに 人以上の失業者を雇用していただくことを予定しております。

契約時には、これに従って「事業に従事する予定の全労働者数」及び「そのうち新規雇用する予定の失業者の数」を決定し、契約書にこの内容を記載することとなりますのでご承知ください。

なお、ふるさと基金事業は、地域求職者等を雇い入れ、継続的な雇用機会の創出を目的としていますので、これに十分留意していただくとともに、特に、障害者や日系人等の就職困難者については、できる限り優先的に雇用していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

2 新たに失業者を雇用する際の留意事項

新たに失業者を雇用するにあたって、次の事項に留意していただくことになります。

（1）新規雇用の失業者の募集について

新規雇用失業者の募集は、基本的に公的職業安定所を通じて行うこととし、おおむね

る方法) で募集することは妨げません。

* 契約締結時に求人申込書の見本をお配りします。公共職業安定所で求人申込みをする場合は、他の求人と区別するため、見本のとおり備考欄に「ふるさと基金事業(県)」と記入してください。

(2) 「失業状態」であることの確認方法について

履歴書に基づいて口頭で行うほか、必要に応じて次のいずれかの書類(複数可)を応募者から提出させてください。この際、応募者に対して事業の趣旨を説明し、委託事業の検査等において提出した書類が閲覧される可能性がある旨を伝え、了承を得るようしてください。

- ① 雇用保険受給資格者証の写し
- ② 離職票の写し
- ③ 公共職業安定所へ求職申込みを行った際の求職受付票(ハローワークカード)の写し
- ④ 廃業届(元自営業者の場合)の写し
- ⑤ その他、失業状態であることを証明する書類の写し

(3) 他の基金事業への従事について

県実施分、市町村実施分を問わず、同一の失業者の方が複数のふるさと基金事業に従事することは出来ません。

応募者に対して、この事業がふるさと基金事業である旨を説明し、平成21年4月以降に他のふるさと基金事業に従事していたか否かを確認するとともに、今回雇用された場合には、他のふるさと基金事業には従事出来ない旨を説明して下さい。

(4) 「新規雇用者確認票」の作成について

「失業状態」であることの確認方法、確認内容、確認結果について、新たに雇用した個々人ごとに「新規雇用者確認票」【別紙1】に記載し、当該委託事業の完了した日が属する神奈川県の会計年度の終了後も5年間保存してください。

* (2)の①から⑤に掲げた書類については、「新規雇用者確認票」に添付してください。

(5) 「新規雇用失業者リスト」の作成について

委託事業が終了した際には、「新規雇用失業者リスト」【別紙2】を作成し、実績報告書に添付して提出してください。

* (4)で作成した「新規雇用者確認票」の内容(新規雇用の失業者にかかる記述内容)と一致していることを確認してください。

(6) 新規雇用者の雇用期間について

継続的な雇用を創出しようという趣旨から、新たに雇用する者の雇用期間は原則1年以上とし、更新が出来るものとされています。ただし、事業の性質上、1年間の雇用契約が適当でないと認められる場合には、6か月以上1年未満の雇用契約についても認められる場合がありますが、その場合は、必ず、事前に、当課の担当者にご相談ください。

期間の定めのない雇用契約及び日々雇い入れる形での雇用契約(いわゆる日雇い)とせず、必ず予め一定の雇用期間を定めて雇用してください。

ふるさと基金事業は継続雇用の創出が目的ですので、今回の委託事業のために新規に雇用する者について、下記職員としての採用を、委託事業終了後の再雇用についても指揮・統

第2 新規雇用失業者に係る人件費割合について

契約金額に対して、新規雇用失業者の人件費の割合が1／2以上を確保していただくことを予定しています。

予定する人件費につきましても契約書に記入させていただきますので予めご承知おきください。

なお、事業実施の結果、新規雇用失業者の人件費割合が1／2を下回る場合は、委託金額の一部の返還を求める可能性がありますのでご注意ください。

*確保していただく「新規雇用失業者に係る人件費」（比率）の考え方は次のとおりです。

（税抜き同士で比較）

新規雇用失業者に係る人件費（実際に負担する額）／契約金額（税抜き）

又は

（税込み同士で比較）

新規雇用失業者に係る人件費（実際に負担する額×105%）／契約金額（税込み）

*上述の「新規雇用失業者に係る人件費」は、今回の委託事業に従事するため新たに雇用した失業者の人件費で、本人に支払われる給与・通勤費に加えて社会保険料の事業主負担分、賞与等の臨時的な支払い等が含まれます。

また、新規雇用失業者以外で、専属的に従事していない者の人件費は、日数で案分する等して算出していただくことになります。

第3 会計帳簿類等の整備について

委託事業の検査に当たり、総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や出勤簿、賃金台帳、勤務日報等の労働関係帳簿類が必要となります。また、事業終了後に委託料の確定検査を行いますので、委託事業の経理処理が明確になるよう努めてください。

第4 事業の再委託の原則禁止について

今回の委託事業は、受託者の方に直接実施していただくこととなっており、他者に再委託することは原則として禁止されています。

なお、今回の委託事業を実施するために、事業の一部を再委託せざるを得ない場合は、事業担当者まで相談ください。

第5 雇用状態等の確認について

契約後、四半期毎に、労働者数の状況、新規雇用失業者の状況等について報告書を作成していただくとともに、必要に応じて、雇用の状況等について確認をお伺いすることもありますので、その際はご協力のほどお願いいたします。

また、完了検査の際に、新規雇用失業者に係る人件費、新規雇用の失業者数等が契約内容に沿ったものとなっているか、また、事業終了後にご提出いただいた実績報告書（完了届）や新規雇用失業者リストに記載された内容等について誤りがないか、賃金台帳や出勤簿などの提示等により確認させていただきますので予めご承知おきください。

第6 雇用期間終了後のアンケートについて

当事業で雇用した失業者に対し、雇用期間終了後にアンケートを実施するので、ご協力をよろしいかとおもふ（事業者の方における経費負担はあります）。

当事業は、地域における継続的な雇用機会の創出を目的として実施するものであるため、第1に定める新規雇用の失業者数や、第2に定める新規雇用失業者に係る人件費割合等を達成できなかった場合、委託契約額の一部又は全部について返還を求める場合がありますので予めご承知おきください。

第8 一時金の支給について

当事業の実施のため新たに雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた場合、一定額の一時金を受け取れる場合があります。ただし、当該委託事業実施のために雇い入れた労働者を、その契約期間の終了の日までに、継続して雇用する正規労働者として引き続き雇い入れること等が必要です。

必要書類

今回の委託事業においては、通常の委託事業において用いられる書類に加えて、次の書類をご用意いただくこととなりますので予めご承知おきください。

- 1 新規雇用者確認票【別紙1】 新規雇用者採用時に作成する。（雇用した方の分のみ）
失業状態の確認のために用いた書類を添付して、委託事業の完了した日が属する神奈川県の会計年度の終了後、5年間保存。
- 2 実績報告書
①精算額、人件費及び新規雇用の失業者に係る人件費②この事業への従事者総数、新規雇用の失業者数、その他（失業者以外）の新規雇用者数
- 3 新規雇用失業者リスト【別紙2】 委託事業終了後、実績報告書の一部として添付して、企画財政課に提出。
- 4 実績報告書等の内容を証する書類
委託事業の経理、新規雇用の失業者の雇用、就業状況等を確認することのできる書類。
 - ・出納簿、出金伝票、領収書綴り
 - ・雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の写し
 - ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険・厚生年金、保険被保険者資格喪失届の写し
 - ・労働者名簿、出勤簿、勤務日報及び賃金台帳
 - ・新たに雇用した労働者と締結した労働契約書委託事業が終了した日が属する神奈川県の会計年度の終了後、5年間保存。

【緊急雇用創出事業臨時特例基金事業】

@31,000千円のため、別紙のとおり計画案を作成しました。

変更項目等

- ・緊急雇用における委託契約となるため間接的経費を計上した。
- ・車両借上におけるテスト運行用車両の1台追加

確認事項：緊急雇用委託の場合は、事業者が車両リースするが、残りの残存期間を購入することは法的に出来ない×。ただし、町がリースして、町が残存価格で購入する事はできる○。（横浜市で対応している。）

平成23年度は事業者リースとし、平成24年度に町が購入（残存価格で）する方向であれば、本年度に町庶務課が覚書として平成23年度に取り交わし、中古物品購入の随意契約となりうる。年度途中については法的に無理である。

「参考」

運行経費1日当たりの経費について

	22年度	23年度
・富士急湘南バス(株)	40,000円／1日	61,500円／円
・杉崎観光バス	90,000円／1日	→車両借上分を含む経費となる。
・丹沢交通	86,000円／1日	→車両借上分を含む経費となる。

3月31日確認事項

- ・車両リースについては、庶務課所有車両（ホーミー）の契約期限が8月末であり、デマンドバスでの緊急雇用委託のリース（補助金対応）の残存価格として町所有として契約することは、所有者が町となるため、新規契約額となる。
- また、緊急雇用事業であるため、委託先が所有者となることで、町の継続リースは対応できない。